

グリーンスチールに関する ガイドライン

2025年4月改訂



一般社団法人 日本鉄鋼連盟
The Japan Iron and Steel Federation

目次

1	マスバランス方式を適用したグリーンスチールを提案する目的とその概要.....	2
2	マスバランスおよびブック&クレーム方式の定義.....	3
3	鋼材別 GHG 排出原単位の算定.....	4
3.1	適用する方法論.....	4
3.2	要件.....	4
3.2.1	データ.....	4
3.2.2	算定における時間的範囲.....	4
3.2.3	算定におけるバウンダリー.....	5
3.2.4	GHG 排出原単位の内訳.....	5
3.3	第三者認証の取得.....	5
4	削減実績量の算定.....	5
4.1	適用する方法論.....	5
4.2	要件.....	6
4.2.1	削減プロジェクトの要件.....	6
4.2.1.1	組織内における削減プロジェクトであること.....	6
4.2.1.2	追加性を伴うプロジェクトであること.....	6
4.2.1.3	削減実績を適切に算定することができること.....	6
4.2.2	削減プロジェクトの時間的範囲.....	7
4.2.2.1	認証対象期間.....	7
4.2.2.2	算定期間.....	7
4.3	外部証書の取り扱い.....	7
4.4	データ.....	7
4.5	削減実績量の算定.....	7
4.6	複数の削減プロジェクトの管理.....	8
4.7	第三者認証の取得.....	8
5	削減実績量の内部管理.....	8
5.1	適用する方法論.....	8
5.2	削減実績量の内部管理に関する要件.....	8
5.2.1	アカウントの設定と管理.....	8
5.2.2	削減実績量の配分期間.....	8
5.2.3	地理的バウンダリー.....	9
5.3	削減実績量の配分方法(削減証書の発行).....	9
5.3.1	配分の方法.....	9
5.3.2	製品別に配分できる削減実績量の上限.....	9
5.3.3	削減実績量を配分しない鋼材の取り扱い.....	9
5.4	第三者認証の取得.....	9
6	顧客による削減証書の利用.....	10
	Annex I 用語および定義.....	11
	改訂履歴.....	12

グリーンスチールに関するガイドライン

1 マスバランス方式を適用したグリーンスチールを提案する目的とその概要

当連盟は我が国の 2050 年カーボンニュートラルという野心的な方針に賛同し、これに貢献すべく、日本鉄鋼業としてもカーボンニュートラルの実現に向かうこととしている。こうした中、顧客側では、サプライチェーン全体で低炭素、脱炭素を目指す動きもみられ、鉄鋼各社においても、こうしたニーズへの要望に応えることが求められている。

しかしながら、鉄鋼製造プロセスの脱炭素化のための技術の多くは、長期に及ぶ開発に着手した段階であるため、現時点で直ちに温室効果ガス(GHG: Greenhouse Gas)排出原単位を大幅に低下、或いはゼロとした鉄鋼製品の供給が技術的に難しいことは、世界共通の課題である。そのような中でも、国内外の幅広い顧客から、排出を低減させた鉄鋼製品に対する供給ニーズが高まっている。すなわち、鉄鋼業の長く困難な脱炭素移行期においても、顧客のニーズに早期かつ的確に応え、脱炭素技術の開発・実装に向けた投資サイクルを継続的なものとする必要がある。カーボンニュートラル実現のためには排出量の削減こそが何より重要であるという認識のもと、グリーンスチールを必要とする顧客に対して、排出の削減量を製品に配分するマスバランス方式(本ガイドライン 2 章参照)を適用したグリーンスチールを供給することが、排出の削減量を経済価値化することに繋がり、移行期における重要なソリューションとなる。このマスバランス方式を適用したグリーンスチールブランド・コンセプトを多くの鉄鋼会社に取り入れ始めている。

マスバランス方式は、企業が実施した追加性のある削減プロジェクトによる GHG 排出削減量または CO₂ 排出削減量(以下、「削減実績量」)を組織内でプールし、その削減量を任意の製品に配分して削減証書と共に供給する方法である。顧客は、購入した削減証書に相当する、組織レベル(スコープ 3 カテゴリー1)、製品レベルでの上流排出量の削減を主張するために、削減証書を使用することができる。顧客は、さらにそれ以降のバリューチェーンの川下に対し削減証書の属性を引き継ぐ事ができる。

マスバランス方式は 3 つのステップから成っている。まず、本方式を適用する任意の製品の鋼材別の GHG 排出原単位を設定する。次に、組織内プロジェクトの削減実績量を確定する。最後に、確定した削減実績量を財源に削減証書を発行し、削減実績量を配分した鉄鋼製品を供給する。いずれも、第三者により検証および／または認証されることを要件としている。

当連盟ではマスバランス方式を適用したグリーンスチールの供給をグリーントランスフォーメーションの過渡期における極めて重要な取組であると位置づけ、その方法の考え方や共通ルールの原則をガイドラインとして明確化し公表していたが、2024 年 11 月に世界鉄鋼協会(以下、worldsteel)において世界共通のガイドライン(worldsteel guidelines for GHG chain of custody approaches in the steel industry、以下「worldsteel ガイドライン」)が公表されたことを受けて、worldsteel ガイドラインとの整合の観点から本ガイドラインを一部改訂した。

2 マスバランスおよびブック&クレーム方式の定義

マスバランス方式にかかる国際標準として、ISO 22095:2020 Chain of custody — General terminology and models が策定されており、マスバランスを含む 5 つのモデルを以下の通り分類している。

- アイデンティティ保存モデル：材料または製品が単一の供給源に由来し、その指定された特性がサプライチェーン全体を通じて維持されるモデル。
- セグレーションモデル：材料または製品の指定された特性が、最初の入力から最終出力まで維持されるモデル。
- コントロールブレンドモデル：一組の特定特性を有する材料または製品が、一定の基準に従って、その一組の特性を有しない材料または製品と混合され、その結果、最終生産物における特定特性の割合が既知となるモデル。
- マスバランスモデル：特定された特性を持つ材料または製品が、定義された基準に従って、その特性を持たない材料または製品と混合されるモデル。
- ブック&クレームモデル：管理記録の流れが、サプライチェーン全体を通しての材料や製品の物理的な流れと必ずしも関連していないモデル。

worldsteel ガイドラインでは、マスバランスとブック&クレーム方式を、ISO 22095: 2020 Chain of custody — General terminology and models に基づきながら、以下のように定義した：

- マスバランス：組織内の排出削減が販売される製品と連動している場合、つまり、生産チェーンの中で物理的なつながりがある場合。
- ブック&クレーム：組織内で削減された排出量が販売されるあらゆる製品に割り当てられる場合、つまり、生産チェーン内での物理的なつながりは必要ない。

本ガイドラインで定める方式は、物理的なつながりがある場合に相当し、すなわち事業所間の鋼片の受払など生産チェーンが接続しているため、マスバランス方式に分類される。なお、物理的なつながりは、製品がひとつの拠点で生産されているか、複数の拠点で生産されているかには依らない。

なお本ガイドラインにおいて、「組織」とは、関連会社やグループ内の他社は含まず、原則単一の企業と定義する(ただし、削減プロジェクトの組織範囲に関しては 4.2.1.1 を参照)。組織内に複数の製鉄所が存在する場合は、製造活動は統一的に意思決定されていることが要件である。ただし、以下の要件を全て満たす企業については、1 つの組織に含めることができる。

- 事業関連：製鉄所に関する事業のみを行い、外販等の事業を行わないこと。
- 相互融通：エネルギー、ユーティリティを相互に供給し、一体管理されていること。
- 生産寄与：製鉄プロセスの主要工程に位置づけられること。

3 鋼材別 GHG 排出原単位の算定

3.1 適用する方法論

スクラップのリサイクル効果を除いた Cradle-to-Gate の GHG 排出原単位を算定する。鋼材の GHG 排出原単位は、以下のような公認の基準に従い、CO₂ 等価(CO₂e 単位)で算定・報告されることが望ましい。

- ISO 20915:2018 Life cycle inventory calculation methodology for steel products
- ISO 14067:2018 Greenhouse gases — Carbon footprint of products — Requirements and guidelines for quantification
- ISO 14040:2006 Environmental management — Life cycle assessment — Principles and framework
- ISO 14044:2006 Environmental management — Life cycle assessment — Requirements and guidelines
- ISO 21930:2017 Sustainability in buildings and civil engineering works — Core rules for environmental product declarations of construction products and services
- Product Life Cycle Accounting and Reporting Standard (GHG Protocol)

その他の方法を使用する場合は、宣言し、その正当性を証明しなければならない。

算定の結果は、ISO 14025:2006 Environmental labels and declarations — Type III environmental declarations — Principles and procedures に準拠したタイプIII EPD、ISO 14026:2017 Environmental labels and declarations — Principles, requirements and guidelines for communication of footprint information に従った方法、または独立して検証された ISO 14021:2016 Environmental labels and declarations — Self-declared environmental claims (Type II environmental labelling)の自己宣言型環境主張など、第三者によって検証された報告書を通じて宣言されることが望ましい。また、カーボンフットプリント(CFP)、環境製品宣言(EPD)、ライフサイクルインベントリ(LCI)など、様々な形式で伝えることができる。

3.2 要件

3.2.1 データ

データの品質要件は、3.1 適用する方法論 で選択した方法論に従わなければならない。方法論に電力に関する規定がない場合、供給者から、または電力購入契約(PPA)を通じて実際に購入され、消費された電力に対応する電力のデータを使用しなければならない。

3.2.2 算定における時間的範囲

ISO 20915:2018: Life cycle inventory calculation methodology for steel products に従い、一次データは算定した年から5年以内、二次データも10年以内のものを用いることが望ましい。それより古いデータを用いる場合は現在でも有効に利用で

きるデータであることを明記しなければならない。

3.2.3 算定におけるバウンダリー

製品固有の製造プロセスをバウンダリーとして算定する。なお、複数の事業所で同じ製品または同じ製品群を製造している場合、これらをまとめて組織をバウンダリーとして算定することもできる。

3.2.4 GHG 排出原単位の内訳

鋼材別 GHG 排出原単位の算定結果に含まれる GHG のガス種類を明らかにしなければならない。

3.3 第三者認証の取得

GHG 排出原単位の算定結果は、ISO 14064-3:2019 Greenhouse gases Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements またはその他の関連する基準等に基づいて、第三者により検証および／または認証されなければならない。

公表された EPD を使用する場合、当該 EPD は関連する EPD 基準に従って検証がなされているため、追加の検証および／または認証は必要ない。

その結果は、ISO 14025:2006 Environmental labels and declarations — Type III environmental declarations — Principles and procedures に準拠したタイプIII EPD、ISO 14026:2017 Environmental labels and declarations — Principles, requirements and guidelines for communication of footprint information に従った方法、または独立して検証された ISO 14021:2016 Environmental labels and declarations — Self-declared environmental claims (Type II environmental labelling)の自己宣言型環境主張 など、第三者によって検証された報告書を通じて宣言されなければならない。それ以外の方法を用いる場合は、その旨を申告し、正当性を証明しなければならない。

4 削減実績量の算定

本ガイドラインにおける削減実績量とは、組織内で実施され、追加性があり、削減実績が適切に算定できる削減プロジェクトによる GHG 排出削減量(または CO₂排出削減量、以下同様。)であり、tCO₂e の総量として整理するものである。削減プロジェクトの実施による GHG 排出量の削減と増加の両方を、削減実績量の算定に含めなければならない。

4.1 適用する方法論

ISO14064-1:2016 Greenhouse gases Part 1: Specification with guidance at the organization level for quantification and reporting of greenhouse gas emissions and removals の方法論に準じて、削減プロジェクトの削減実績量を算定する。

削減プロジェクトによる削減実績量は、削減プロジェクトの適用後において、削減プロ

プロジェクト適用前の状態を基準とし、一定期間にどれだけ GHG 排出が改善されたかを算定する。

適用前の状態としては、実績(ISO 14064-1:2016 Greenhouse gases Part 1: Specification with guidance at the organization level for quantification and reporting of greenhouse gas emissions and removals)を用いることが望ましい。

4.2 要件

4.2.1 削減プロジェクトの要件

以下 4.2.1.1～4.2.1.3 全ての要件を満たさなければならない。

4.2.1.1 組織内における削減プロジェクトであること

削減プロジェクトは、原則、組織内で実施されなければならない。すなわち、削減プロジェクトは組織のスコープ 1 または 2 の排出削減に相当するものでなければならない。

加えて、組織自ら計画し、追加的なコストを負担し、国内の一貫した体制の下で責任をもって遂行するプロジェクトでなければならない。一方で、本ガイドライン 2 章における要件を全て満たす限りにおいて、この削減プロジェクトには、経営に一定の支配力を有する子会社および関連会社などの活動を含めることができる。この場合、当該会社との間で削減実績量のダブルカウントが生じないようにしなければならない。

また、組織が鉄鋼製品以外の製品を製造している場合でも、非鉄鋼事業で達成された削減実績量は対象としてはならない。

4.2.1.2 追加性を伴うプロジェクトであること

追加性を伴うプロジェクトとは、GHG 排出削減という目的がなければ成立せず、追加的な経済的ベネフィットがなければ成立しないプロジェクトのことを指す。以下に掲げるものに相当する削減プロジェクトは、追加性を伴わないものとみなされる。

- 組織内の標準的な業務の実行や変更、または通常の作業の継続(例えば、保守点検、維持管理作業等)
- 操業改善等による排出削減
- 生産量または製品範囲の変更

なお、GHG プロトコルプロジェクト会計基準(The GHG Protocol for Project Accounting)では、追加性を判断する手法(“tests” for additionality)が例示されている。それによれば、削減プロジェクトの追加性は、法／規制／制度的、技術的、投資的、一般慣行的、時期的な側面から評価することができる。

4.2.1.3 削減実績を適切に算定することができること

プロジェクトによる削減実績量は、プロジェクト適用前の状態を基準とし、プロジェクトの適用後の一定期間の GHG 排出の改善量として算出することができる。比較する適用前と適用後の機能・バウンダリーが等価であり、かつそれぞれが適切に算定されていることが、第三者により検証および／または認証されなければならない。

4.2.2 削減プロジェクトの時間的範囲

4.2.2.1 認証対象期間

認証対象期間は削減プロジェクトが存続しうる期間、すなわち削減実績量を創出しうる期間を指す。

4.2.1.1～4.2.1.3 までの各要件を削減プロジェクト継続のための要件とし、削減プロジェクト継続確認はその削減実績量の検証および／または認証のたびに行い、各要件のいずれかを満たさないことが明らかになった時点で終了しなければならない。

4.2.2.2 算定期間

算定期間は削減プロジェクトの削減実績量を算定するために使用するデータ期間を指す。

算定期間は任意であり、3 か月、6 か月、1 年間などと設定できるが、最長で1年間とすることが望ましい。

4.3 外部証書の取り扱い

本ガイドラインにおいて、再生可能エネルギーに由来する非化石証書および投入原料（原材料、エネルギー、中間・半製品の鉄鋼製品を含む）の供給者からの証書を使用したことによる排出削減量は、当該証書が 4.2.1.2 の追加性要件を満たす場合であっても、4.2.1.1 の組織内の削減プロジェクトとしての要件を満たさないことから、本ガイドライン 4 章に基づき算定する削減実績量に含めてはならない。

4.4 データ

削減プロジェクトによる削減実績量の算定には、当該組織からの具体的な実際のデータを使用しなければならない。プロジェクト適用前後において機能とバウンダリーが同等でなければならない。また、データの品質要件は、指定された方法論に従わなければならない。

4.5 削減実績量の算定

ISO14064-1:2016 Greenhouse gases Part 1: Specification with guidance at the organization level for quantification and reporting of greenhouse gas emissions and removals の方法論に準じて削減プロジェクト適用前と適用後における GHG 排出量を算定し、その差異から、削減プロジェクトによる 4.2.2.2 の算定期間における削減実績

量を算定する。このとき、削減実績量の算定結果に含まれる GHG のガス種類を明らかにしなければならない。また、算定に不確実性がある場合は、削減実績量が過大評価されないよう、保守的なアプローチを取らなければならない。

削減プロジェクトの継続中に 3 章に基づき算定される GHG 排出原単位が更新された場合、削減実績量のダブルカウントが生じないようにしなければならない。

4.6 複数の削減プロジェクトの管理

複数の削減プロジェクトが同じ期間内に実施される場合には、それらの効果を積算することができる。しかし、複数の削減プロジェクトの効果をダブルカウントしないように、削減実績量を算定しなければならない。

4.7 第三者認証の取得

算定結果については、ISO 14064-3:2019 Greenhouse gases Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements またはその他の関連する基準等に基づいて、第三者によって検証および／または認証されなければならない。

5 削減実績量の内部管理

5.1 適用する方法論

ISO 22095:2020 Chain of custody — General terminology and models の 5.4.2 マスバランスモデル および 5.5 ブック&クレームモデルで規定されている方法論と本ガイドライン 2 章で述べた定義を用いる。削減実績量を ISO 22095: 2020 の 3.2.5 特定の特性に相当するものとして、配分の対象とする。

配分する削減実績量は製造プロセスとは切り離して、組織内で積算・管理し、任意の製品に配分する。当該製品は、配分した削減実績量および本ガイドライン 3 章で算出した鋼材の GHG 排出原単位を記載した削減証書を合わせて、顧客に供給される。

5.2 削減実績量の内部管理に関する要件

5.2.1 アカウントの設定と管理

アカウントとは、本ガイドライン 4 章で算定し、第三者により検証および／または認証された削減実績量の収支を管理するものである。

アカウント内において、任意の鉄鋼製品へ配分した削減実績量の収支および 5.2.3 削減実績量の配分期間について適切に管理を行う。

5.2.2 削減実績量の配分期間

アカウント内で管理される削減実績量は、4.2.2.2 の算定期間の最終日から 3 年以内をその有効期限とすることが望ましい。それ以上の有効期限を設定する場合は、その旨説明し、適切性を示さなければならない。

5.2.3 地理的バウンダリー

削減実績量は組織内で算定・累積されるので、事業所を跨ぐ場合も含めて同一の組織の中で製造された任意の鉄鋼製品に配分できる。

ただし、事業所を跨いで削減実績量を算定・累積し、鉄鋼製品に配分する場合は、事業所間の鋼片の受払など生産チェーンの中での物理的な繋がり (Physical connection) を持つことが前提となる。

5.3 削減実績量の配分方法(削減証書の発行)

5.3.1 配分の方法

アカウントで管理されている削減実績量からマスバランス方式に必要な削減実績量を任意の鉄鋼製品に配分し、削減証書を発行する。ただし、アカウントに積算された削減実績量の合計を超えて配分し、また、削減証書を発行することはできない。また、配分した削減実績量のガス種類を明確にしなければならない。

5.3.2 製品別に配分できる削減実績量の上限

鉄鋼製品には、その GHG 排出原単位を超えて削減実績量を配分することはできない。また、4.2.1 の削減プロジェクトはスコープ 1 および 2 の削減に相当するため、鋼材別 GHG 排出原単位のスコープ 3 に相当する部分には配分できない。

5.3.3 削減実績量を配分しない鋼材の取り扱い

鋼材別 GHG 排出原単位の算定期間が削減プロジェクトの開始後となる場合、当該原単位には削減実績量が反映されているため、削減実績量を配分しない鋼材との間でのダブルカウントを適切に防止しなければならない。

その方法として、例えば、鉄鋼会社が以下の対応を行うことが考えられる。

- 削減実績量を配分しない鋼材の CFP は、顧客の組織レベル(スコープ 3 カテゴリー1)、製品レベルの排出量には適用できないこと、適用する場合には補正値を加算すること、を周知する。
- 鋼材別 GHG 排出原単位の更新後に、当該原単位に削減実績量が含まれるプロジェクトの適用を終了させる。

5.4 第三者認証の取得

アカウントの管理は、第三者によって検証および／または認証されなければならない。ISO14021:2016 Environmental labels and declarations — Self-declared environmental claims (Type II environmental labelling) は、自己宣言型環境主張の発行に関する規則を規定している。

6 顧客による削減証書の利用

本ガイドラインに基づく顧客による削減証書の使用方法について記載する。

- 削減証書付き鉄鋼製品を購入した顧客は、当該鉄鋼製品の組織レベル(スコープ3 カテゴリー1)、製品レベルでの上流排出量の削減を主張するために、削減証書を使用することができる。すなわち、鉄鋼製品レベルで証書を活用する場合、顧客は購入した証書に相当する分の、顧客の製品の CFP 控除を主張することも可能である。例えば、ISO 14068-1: 2023 Climate change management — Transition to net zero Part 1: Carbon neutrality は、顧客がこのような種類の削減証書を用いてカーボンニュートラルを主張できる方法についてのガイダンスを提供している。
- グリーンスチール販売時に鉄鋼会社が発行する削減証書は、当該鉄鋼製品と紐づいている。そのため、削減証書の別の鉄鋼製品へ付け替えや、削減証書単体での川下への流通はできない。
- 鉄鋼会社から鉄鋼製品とともに供給される削減証書に記載された削減実績量は、当該鋼材に関するグリーンスチールの属性として顧客が管理するものとする。以下がその例である(図1)。
 - このとき顧客は、鉄鋼会社が発行する削減証書は、顧客の次のサプライチェーン(以下、「二次顧客」)にそのまま引き渡してはならない。すなわち、顧客が二次顧客に属性を引き継ぐ場合は、顧客自らが作成した属性証明書を提示する等の対応が望ましい。
 - 二次顧客以降でも、同様な手法によりバリューチェーン川下に引き継ぐことができる。
 - ただし、二次顧客以降に引き継ぐ属性の合計は、鉄鋼会社から発行された削減証書における削減実績量の合計を超えない範囲とする。

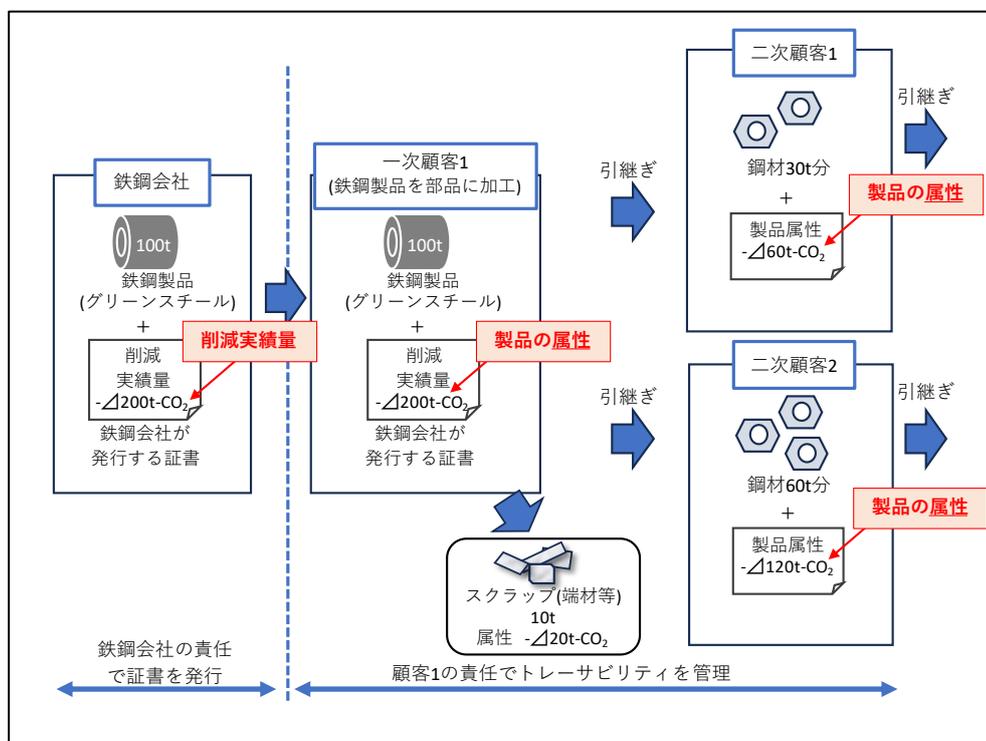


図1 グリーンスチールと削減証書の引継ぎおよび削減実績量と属性の違いについて(事例)

以上

Annex I 用語および定義

	用語	定義
1	鉄鋼製品	顧客に販売する鉄鋼製品。鋼材も同義。 鉄鋼製品の例：熱延鋼板、厚板、形鋼、棒鋼、線材、冷延鋼板、非電気メッキ鋼板、電気メッキ鋼板、溶接鋼管、鍛接鋼管、シームレス鋼管、ステンレス、交通産機品(軌条、車輪等)
2	組織	原則単一の企業であり、関連会社やグループ内の他社は含まない(ただし、削減プロジェクトの組織範囲に関しては 4.2.1.1 を参照)。組織内に複数の製鉄所が存在する場合も、製造活動は統一的に意思決定されていることが要件である。ただし、以下の要件をいずれも満たす会社については、1つの組織に含めることができる。 <ul style="list-style-type: none"> 事業関連：製鉄所に関する事業のみを行い、外販等の事業を行わないこと。 相互融通：エネルギー、ユーティリティを相互に供給し、一体管理されていること。 生産寄与：製鉄プロセスの主要工程に位置づけられること。
3	Chain of Custody アプローチ	関連するサプライチェーンの各ステップを通過する際に、入力、出力、関連情報が転送、監視、制御されるプロセス、およびそれらを管理するために取られるアプローチ。
4	マスバランス方式	本ガイドラインでは、ISO 22095: 2020 Chain of custody — General terminology and models に基づきながら、以下のように定義した：Chain of Custody の一つで、組織内の排出削減が販売される製品と連動している場合、つまり、生産チェーンの中で物理的なつながりがある場合に適用するアプローチ。
5	ブック & クレーム 方式	本ガイドラインでは、ISO 22095: 2020 Chain of custody — General terminology and models に基づきながら、以下のように定義した：Chain of Custody の一つで、組織内で削減された排出量が販売されるあらゆる製品に割り当てられる場合、つまり、生産チェーン内での物理的なつながりは必要ない場合に適用するアプローチ。
6	温室効果ガス (GHG: Greenhouse Gas)	赤外線を吸収し、再び地表へ放出することで地表付近の大気を暖めるはたらきをもつ気体の総称。二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、亜酸化窒素(N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)および六ふっ化硫黄(SF ₆)が含まれる。
7	GHG 排出原単位	本ガイドライン 3 章に記載された公認の基準に従い、CO ₂ 換算(CO ₂ e 単位)で算定される製品 1 トンあたりの GHG 排出量を意味する。
8	カーボンフットプリント (CFP: Carbon Footprint of Products)	製品システムにおける温室効果ガス排出量と除去量の合計。CO ₂ 換算値で表され、気候変動の単一影響カテゴリーを使用したライフサイクル評価に基づいて算定される。本ガイドラインでは GHG 排出原単位と同義のものとして用いている。
9	製品環境宣言 (EPD: Environment Product Declaration)	ISO 14025:2006 Environmental labels and declarations — Type III environmental declarations — Principles and procedures に準拠する「タイプ III 環境ラベル」であり、製品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体における環境負荷の定量的開示を行う環境プログラムのこと。

10	スコープ 1~3	スコープ 1 は企業自らが排出する直接排出、スコープ 2 は電力などのエネルギー調達に伴う間接排出、スコープ 3 はバリューチェーンにおける他社による間接的排出。詳細は GHG プロトコル事業者排出算定報告基準(The GHG Protocol Corporate Accounting and Reporting Standard)を参照。
11	バウンダリー	鋼材別 GHG 排出原単位や削減実績量の算定、または任意の鉄鋼製品への削減実績量の配分の対象として含まれる、各活動の境界。
12	削減実績量	組織内で実施され、追加性があり、削減実績が適切に算定できる削減プロジェクトによる GHG 排出削減量または CO ₂ 排出削減量。tCO ₂ e の総量として整理する。
13	物理的なつながり (Physical connection)	製品製造ラインがつながっていること。
14	Cradle-to-Gate	原材料の採取や輸送などの上流側と製品の製造工程を環境評価の範囲すること。
15	削減プロジェクト	組織の GHG を削減するために実施する投資や技術の実装。
16	削減証書	本ガイドラインに基づき鉄鋼会社が供給するグリーンスチールの属性が記載・記録されるもので、製品と共に顧客に供給されるもの。削減証書それ自体は取引対象とはならない。
17	属性	本ガイドラインでは、削減証書に記載・記録される情報として、製品に帰属する削減実績量やグリーンスチールブランドに関する情報等を意味する。
18	外部証書	組織外から購入する、電力や投入原料の排出原単位や GHG 排出量といった環境価値に関する情報等が記載・記録された証書で、証書自体が取引対象となるもの。
19	アカウント	本ガイドラインに基づき算定し、第三者により検証および／または認証された削減実績量の収支を、組織内で適切に管理するためのもの。
20	検証(verification)	第三者の組織や機関が、データやプロセスについて特定の規格や基準への適合性を確認すること。
21	認証(certification)	第三者の組織や機関が、データやプロセスについて特定の規格や基準への適合を保証すること。

改訂履歴

版数	発行日・改訂内容
Version 1.0	2022 年 9 月 29 日
Version 2.0	2023 年 10 月 26 日
Version 2.1	2024 年 11 月 13 日 ガイドラインの名称を変更（本文は変更なし）
Version 3.0	2025 年 2 月 25 日 worldsteel guidelines for GHG chain of custody approaches in the steel industry の発行を受け、一部改訂
Version 3.1	2025 年 4 月 22 日 第 6 章を微修正